

## 新潟地方裁判所委員会（第10回）議事概要

- 1 日時 平成19年2月22日（木）午後2時00分から午後4時00分まで
- 2 場所 新潟地方裁判所所長室
- 3 出席者 12人の委員が出席（高橋ひろ子委員欠席）

学識経験者委員 木村哲郎委員，小野塚崇委員，村山伸子委員，本間一也委員，  
佐々木稔委員，岡田ヨシミ委員

弁護士委員 古川兵衛委員，二岸直子委員

検察官委員 田邊哲夫委員

裁判官委員 加藤新太郎委員長，大谷吉史委員，山崎まさよ委員

### 4 議事概要

#### (1) 全体概要

ア 委員会の冒頭に新委員の山崎委員（平成19年2月1日付け選任）の自己紹介が行われた。

イ 今回から、「新潟地域におけるリーガルサービスのあり方を考える」という大きいテーマを掲げ、各委員の専門分野と裁判所との接点について、各委員からプレゼンテーションを行っていただき、それをもとに意見交換を実施することとした。

まず、今回のテーマである「法科大学院教育と法曹養成教育について」について、加藤委員長から、司法制度改革と法曹養成制度（新司法試験と従前の司法試験，法科大学院制度等）の概要の説明がなされた。それを踏まえて、新潟大学大学院法学研究科長である本間委員から法科大学院の現状と問題点についての説明が行われた。これらを前提に各委員の間に意見交換が行われた。

#### (2) 意見交換の概要

ア 法科大学院と法曹養成について

- ・ 国立大学法人の場合は、ほとんどの学部で私立大学よりも授業料が安価であるが、法科大学院は例外で、医学部よりも授業料が高く、その約1.5倍の授業料が必要となる。したがって、経済的な基盤がしっかりしていないと、勉学を継続することが困難であるという状況がある。また、カリキュラムの関係から考えても、アルバイトをしながらというのなかなか難しい。そこで、現在、奨学金制度を設けることを検討中である。
- ・ 従前、法学部では、99%の学生が法曹とは異なる先に就職するという現状があり、法曹を目指す学生の比率が著しく低いため、法律学をどのレベルまで教授するかという点が難しかった。諸外国、例えば、ドイツでは、法学部にいる学生全員が法曹を目指して受講しているから、それなりのレベルの授業が可能である点と大きく異なっている。このような状況を踏まえて、法曹養成のための専門的

法学教育という観点から，平成15年から法科大学院設立に向けた準備がはじまり，各地の大学はこぞって手を挙げたということである。

- ・ 法科大学院設立には，十分な準備期間を設けることができなかつたため，学生に授業を行いながら，授業内容の改善を進め，次の学年の授業にそれを反映するという状況である。
- ・ 法科大学院では，新司法試験に合格するための授業を展開するのではなく，将来の法曹に必要なスキルを与えるための授業を心掛けている。しかし，入学して来る学生は，試験に合格するための授業を求めており，そこで大学側の思いと学生側のニーズに食い違いが生じている。
- ・ 学生には，法学未修者と法学既修者の2種類がある。法学既修者とは，主として法学部で学び，基本的な理解ができている学生のことであり，2年間で卒業可能である。法学未修者とは，法科大学院に入学して初めて法律学を学ぶ学生のことである。したがって，同じ教室に二通りの生徒が混在する中で，どのように講義を進めるか，教員は非常に苦勞をしている。ただ，法学未修者は，真っ新な状態から授業を受けるので，基礎からしっかりと学んで，中には急速に学力が向上する学生もいる。
- ・ 法科大学院における成績の付け方であるが，基本的にダブルスタンダードとせざるを得ない。というのは，法律を初めて学ぶ学生と前司法試験を目指して法律学を学んでいた学生との間には1学年終了時に差が生じるのは当然であるからである。ただ，法学未修者も3年間で法律きちんと学んで，大抵の学生は法曹として必要な知識を得ることができると考えている。
- ・ 法科大学院における入学試験は，法学既修者に対しては，法律的な専門的知識を判定するための試験も実施するが，法学未修者に対しては，法律的な問題ではなく，適性検査や面接試験を実施している。
- ・ 適性試験の結果は，その後の学習効果とは必ずしもリンクしていない。むしろ反比例ともいえるべき傾向が出ているのは問題であるが，興味深いともいえる。
- ・ 従来司法試験に合格した修習生は，そもそも法律的な知識があり，その上で司法研修所で前期修習を得ているため，考え方の筋道を教えるとすぐ法律に当てはめることができたが，新修習生は，法律的な知識の面で曖昧な感じがする。
- ・ 人数が増加しているため，修習生の層は厚くなっている感じはするが，ただ，相対的には，レベルが低下していると感じる。また，在来の修習生のようなハングリー精神はあまり感じられず，どちらかというとおっとりしているような感じがする。
- ・ 従来司法試験は，ある程度問題文の中にヒントがあったが，新司法試験ではそもそも問題点が何かを探る能力が必要であり，その上でどのように回答するか

を考えて回答していかなければならない。また、試験範囲も広がった。よって、従来の司法試験とはまったく異なる試験であると言える。

- ・ 昨年に実施された第1回新司法試験においては、女子学生の合格率が低迷したが、試験時間が長丁場に渡り、体力的な問題があったのではないかと言われている。
- ・ 弁護士事務所には、見ず知らずの修習修了者から雇ってほしい旨の手紙等が来ることがある。それほど、就職状況は厳しいと言える。
- ・ 修習修了者の急激な増加により、修習生の職域の広がることが予想される。しかし、企業に勤めるには社会的経験が要求され、また応用力が必要であるから、初めて弁護士になった人を採用する企業は、相当育成に手間暇をかける覚悟がないと難しい。したがって、企業に採用されない人も多く生まれる可能性がある。
- ・ 新司法試験から誕生した弁護士は、従前の司法試験を受けた弁護士とはこんなにもすぐれているということを企業等に対してもっと知らせる必要があるだろう。
- ・ 法科大学院を卒業したが、新司法試験に合格できなかった学生の就職先については、意外に広いとも考えられる。それは、法曹資格を有していない方がプライドがなく、企業が育てやすく、雇用条件も企業にとって有利であり、新司法試験を目指したということで専門的知識も有しているからである。
- ・ 新司法試験には、受検回数が3回まで（年間1回の試験がある。）と限られており、すべて不合格の場合は、再度法科大学院に入学するか、予備試験に合格する必要があるが、事実上そこからの合格は困難である。したがって、今後、高齢者が司法試験に合格するというようなことはほぼなくなるであろう。
- ・ 各弁護士によって得意な手続、不得意な手続ということが噂される場合があるが、これは医者进行を想像するとよい。例えば、「あそこの医者は が得意である」とか、「藪である」などといった噂と同程度である。また、最近では、弁護士本人の得意な面を宣伝できるようになり、都心では既にこれを公表しているところである。新潟県内では、そういった公表は現時点では控えている状況である。

## イ 事務局からの広報行事実施報告

- ① 裁判員制度全国フォーラム2007 in 新潟の開催報告及び参加者からの意見交換（平成19年2月3日開催）
  - ・ 多くの方が参加していただいたことと、参加者の方が大変熱心であり、メモをとるなど、積極的な印象が強かった。また、昨年開催したフォーラムよりも全体として柔らかな雰囲気の良い印象を受けた。
  - ・ 法曹三者からの出席者の方が大変リラックスして説明していただいたので、大変分かりやすかったのではないかと。

- ・ 昨年に引き続き，フォーラムに参加した方の中で，裁判員として出席したいとアンケートに答えた方は80%を超え，きちんと制度を理解すれば，参加意識が高まるということが確認できたと考えられる。
- ・ 裁判員として出席することは，国の仕事として出席するのであるから，裁判員休暇（有給）を設ける等の法整備をすべきではないか。
- ・ 現在の法整備においては，勤務中に選挙に行くことと同じように扱っているが，有給か無休かの部分については，法律では触れていない。したがって，企業サイドの判断となるが，理想的には，裁判員休暇を就業規則で定めることが考えられる。

② 第4回裁判員制度模擬裁判開催のお知らせ（平成19年2月24日開催）

- ・ 今回の模擬裁判は広報目的で開催すること，裁判員及び補充員として司法記者クラブの記者が参加すること，また評議の様子を初めて公表することなどを委員にお知らせした。

③ 新潟県泉田県知事表敬訪問実施報告（平成19年2月22日午前中に訪問）

- ・ 「地域に根ざした司法」を目指して法曹三者のトップが泉田県知事を表敬訪問したことを委員に報告した。

5 次回期日

(1) 6月7日（木）午後2時から

(2) 次回意見交換テーマ

ア ジャーナリズムからみた司法（木村委員）

イ その他